

令和 7 年 4 月～ ごみ持ち込み料金改定とごみ処理委託

昨今の物価上昇などを踏まえ、令和 7 年 4 月から、益城クリーンセンターにごみを搬入する際の料金を改定します。

ごみ処理に係る適正な料金負担について、皆様のご理解とご協力をお願いします。

※家庭ごみを収集場所に出す際にかかる料金ではありません。

料金

改定前(平成 15 年 4 月～) 10 キロ当たり 100 円

改定後(令和 7 年 4 月～) **10 キロ当たり 150 円**

改定の対象

①住民が事業所が、ごみを益城クリーンセンターへ直接持ち込んだ時に徴収する料金

②事業所が収集運搬業者に委託して、益城クリーンセンターで処分する時の料金

※②の料金は、益城クリーンセンターが収集運搬業者に請求しています。

益城クリーンセンターの焼却炉の老朽化に伴い、令和 7 年 4 月から、可燃ごみの焼却処理を熊本市東部環境工場で行います(益城町・嘉島町・西原衛生施設組合が熊本市へ委託)。

資源物・不燃ごみなどは、益城クリーンセンターでの処理を継続します。

ごみ出しルールに変更はありませんので、これまでどおり、ごみの減量や分別を徹底し、町が配布するごみ出しカレンダーを確認してごみ出しを行ってください。

熊本市へ委託後の持ち込み

家庭ごみや事業所が排出するごみを、直接持ち込む場合は、これまでどおり益城クリーンセンターへ持ち込んでください。

問 住民課 環境衛生係 ☎ 289 - 8077
益城クリーンセンター ☎ 286 - 4190

熱中症対策クーリングシェルター

クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)とは、熱中症特別警戒アラート※1が発表された際に、暑さをしのぐため開放される施設です。冷房がある施設を対象に、例年 4 月の第 4 水曜日から 10 月の第 4 水曜日まで町が指定します。

令和 6 年度の運用期限

10 月 23 日(水)

※1 熱中症特別警戒アラートとは、熱中症による重大な健康被害が発生する可能性がある場合に、前日午後 2 時ごろ環境省から発表される警戒情報です。テレビ・ラジオ、環境省熱中症予防情報サイトで確認することができる他、環境省の LINE 公式アカウントを友だち追加すると情報を受け取ることができます。環境省 LINE

問 健康保険課 健康増進係

☎ 234 - 6123



町内のクーリングシェルター指定施設一覧

施設の名称	所在地	開放可能日時	収容人数 (目安)
役場	宮園702	全日 午前8時30分～午後5時15分	50人
復興まちづくりセンター にじいろ	宮園702 (役場南側)	火曜日～日曜日※2 午前9時～午後10時	30人
交流情報センター ミナテラス	木山236	火曜日～日曜日※2 午前9時～午後6時	20人
保健福祉センター はびねす	惣領1470	火曜日～日曜日※2 午前8時30分～午後6時	20人

※2 月曜日が祝日の場合は開放。その翌日は開放なし。

- ・クーリングシェルターの目印を各施設入口付近に提示しています。
- ・飲料の提供は行っていません。各自でご準備ください。
- ・椅子などは常設されているものをお使いください。
- ・各施設のルールを守ってご利用ください。
- ・指定施設の温度調整はできません。
- ・施設内の催しの際には、利用人数を制限する場合があります。

熱中症予防
情報サイト

